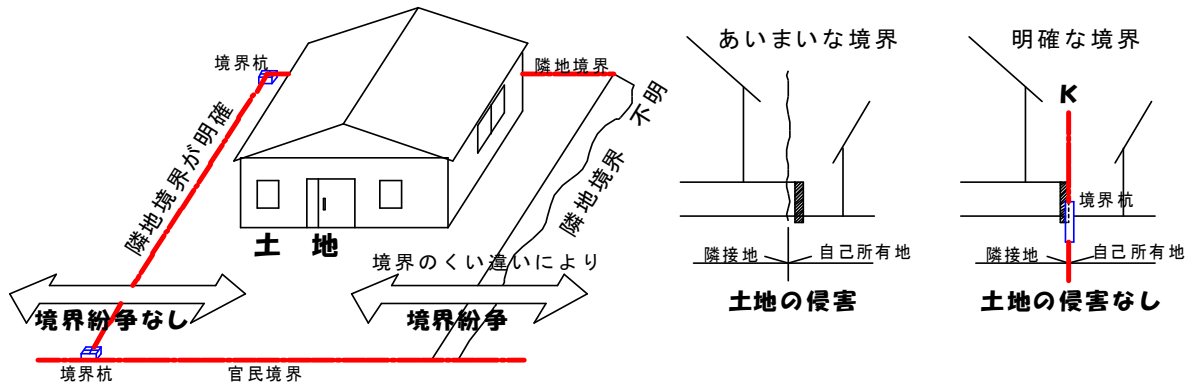


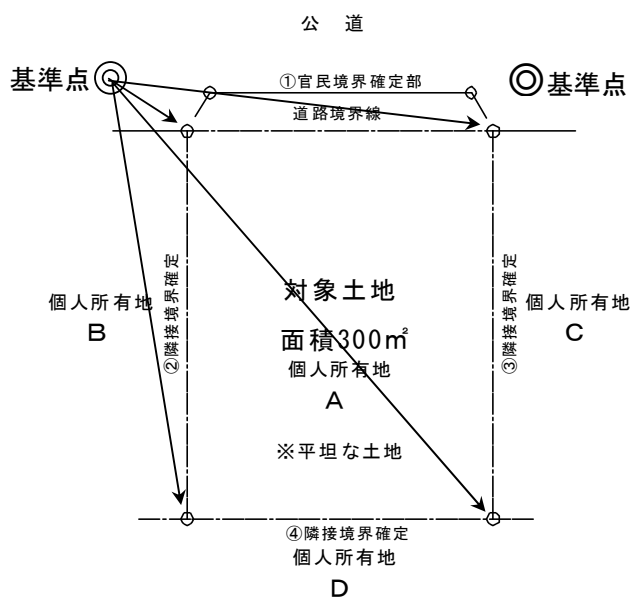
境界、実測面積確定測量、登記

○境界確定測量のメリット

- (1) 境界標が設置されていれば、取引や相続が迅速に行えます。
- (2) 境界標が設置されていれば、土地の面積が明確になります。
- (3) 境界が明確であれば、境界紛争は起こりません。
- (4) 境界標が設置されていれば、土地の侵害は未然に防げます。
- (5) 財産は、「自己管理」が原則です。境界標が設置されていれば、だれもが管理できます。



モデルケース



条件

- 土地面積: 300m²
- 地勢: 平坦な土地
- 隣接所有者: 個人3名 公道(明示有)
- 基準点: 任意座標 2点
- 立会い回数: 1

測量費用: 約27万円 (300m²の場合)

- ※登記費用別途
- ※筆界確定まで
- ※大阪市近傍

業務スタッフ

木村 勝次 測量士
 田中 津奈樹 測量士
 扇 雅之 測量士

営業エリア: 近畿2府4県

問合せ先

〒530-0047
 大阪市北区西天満1-7-20 JIN・ORIXビル
 株式会社 ランズ 営業企画部

TEL 06-6312-6117

FAX 06-6312-6118

担当 木村